

議会改革に関する検討結果

第 1 回報告書

令和 2 年 3 月

議員定数等議会改革推進特別委員会

令和 2 年 3 月 10 日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員定数等議会改革推進特別委員会
委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第 1 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理及び必要に応じて全議員への周知または関係する他の委員会等へ通知する等、適切な対応をお願いいたします。

記

1 政務活動費に係る改正

(1) 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

- ア 別表中、資料購入費の支出することができるもののうち、新聞購読料（専門誌のみ）のあとに、「該当経費の 1/3 以内」を挿入する。
- イ 別表の最後に新たに備考欄を追加し、「※宿泊料は、原則実費とし、浜田市職員等の旅費に関する条例の別表にある常勤の特別職の職員の宿泊料から朝食・夕食代の 2,600 円を除いた額（県内は 9,200 円、県外は 10,500 円、東京都・政令指定都市は 12,500 円）の範囲内とし、超える部分は自己負担とする。」を挿入する。

別表 政務活動費をあてることのできる経費

費目	支出することができるもの	支出することができないもの
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガ リン代実費 ○調査委託(コンサルタント委託)に要す る経費 ○インターネット使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1 万円以内) ○タブレット端末使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1 万円以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない視察旅費 ●先進地の位置付けに明確さを 欠く視察 ●海外視察に係る経費 ※議長に承認を得た、友好都市及 びそれに準ずる都市について の視察は認める ●議員の飲食費(食料費) ●視察先への土産代
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○講師謝礼 ○講師との食事代(講師分のみ) ○旅費(運賃、宿泊料) ○研修会等参加者負担金、会費 ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガ リン代実費 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員の飲食費 ●茶菓子 ●講師への土産代 ●政治団体等への大会、研修会等 の参加費、交通費、宿泊料等 ※食料費は原則的に認められな いが、研究研修費における「出席 者負担金」や「会費」の中に食料費 が含まれている場合は認める。
広聴費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○資料印刷費 ○会議に伴う湯茶、茶菓子代 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食費
要請・陳情 活動費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー 代 ○事務用品、消耗品 ○旅費(運賃、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガ リン代実費 ○郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない要請・陳情活 動の経 費
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○研究・研修・視察等の報告書作 成に係る印刷代、写真代 ○事務用品、消耗品 (明確に政務活動費に係るもの 以外は按分:該当経費の1/3以 内、年間上限額を1万円以内) ○リース料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員個人、政党の宣伝活動に係 る経費 ●選挙活動の資料作成費 ●議会活動報告書等の印刷、郵送 料等の経費
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○書籍購入費 (明確に政務活動費に係るもの以 外は按分:該当経費の1/3以内) ○新聞購読料(専門誌のみ該当経 費の1/3以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新聞購読料で一般紙は認めな い。 ●所属政党、宗教等の図書、雑誌、 新聞 等

<p>その他 (上記費目 すべてに該 当)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●電話代(自宅、携帯) ●名刺代 ●議員個人の自動車管理費 ●政治活動に係る経費 ●慶弔関係経費、見舞金、餞別、寸志、電報、祝詞等 ●政党への寄付金 ●私的支出に係る経費
<p>備 考</p>	<p>※宿泊料は、原則実費とし、浜田市職員等の旅費に関する条例の別表にある常勤の特別職の職員の宿泊料から朝食・夕食代の2,600円を除いた額(県内は9,200円、県外は10,500円、東京都・政令指定都市は12,500円)の範囲内とし、超える部分は自己負担とする。</p>	